

【配布資料】

令和5年度の裁判官研修について

令和5年度の裁判官研修実施計画においては、別紙記載1の「裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（平成28年度議決）」及び別紙記載2の「派遣型研修について（報告対象事項）」について、いずれも変更はない。

(別紙)

裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項等

1 裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（平成28年度議決）

(1) 合同研修（実施場所は司法研修所。ただし、カリキュラムの一部を受入先施設で実施することがあるほか、裁判所職員総合研修所や外部団体と合同で実施することがある。）

ア 裁判系（判事・判事補。3日間以内）

(ア) 事件分野別の分類

a 民事訴訟事件

- ① 民事通常訴訟事件全般
- ② 税務、会計、金融等の企業経済活動全般に関する訴訟事件
- ③ IT（システム開発やインターネットの利用）に関する訴訟事件
- ④ 建築関係訴訟事件、建築調停事件
- ⑤ 医事関係訴訟事件

b 行政訴訟事件

c 労働訴訟・保全、労働審判等の労働関係事件

d 知的財産権関係の訴訟・保全事件

e 民事その他事件

f 刑事訴訟、令状、医療観察等の刑事関係事件

g 人事訴訟事件、家事調停・審判事件

h 少年審判事件

(イ) 主たる対象者による分類

主たる対象者に応じて以下の四つに分け、事件分野別の必要に応じて実施する。

a 基礎（左陪席クラス）

- b 基本（右陪席クラス）
 - c 実務（裁判長・右陪席クラス）
 - d 専門（テーマに対応する裁判官）
- イ 導入系（判事・判事補。期間は以下のとおり）
参加する者の特性に応じて以下の三つに分けて実施する。
- (ア) 年次（1週間以内）：判事補・判事の任官時等の節目の年次に到達した者
 - (イ) ポスト（1週間以内）：支部長、部総括、所長等のポストに就任した者
 - (ウ) 役割（3日間以内）：特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者
- ウ 基盤系（判事・判事補。3日間以内）
裁判や組織運営の基盤となる一般的資質・能力の涵養を目的として、事件分野にとらわれない広範な分野を取り上げて実施する。
- エ 簡易裁判所判事の研修（簡易裁判所判事。期間は以下のとおり）
- (ア) 裁判系（3日間以内）
 - (イ) 導入系（1週間以内。ただし、新任簡易裁判所判事が参加する研修のうち、1本については約1か月間）
 - (2) 個別研究（参加する者は判事・判事補。期間・実施場所は以下のとおり）
 - ア 司法研究（2年間以内）：各所属庁、司法研修所のほかヒアリング先等
 - イ ミニ研究会（1日間以内）：各実施庁
 - ウ 各種調査・研究（隨時必要な期間）：司法研修所又は調査研究受入先

2 派遣型研修について（報告対象事項）

- (1) 判事補（期間・実施場所は以下のとおり。(2)及び(3)について同じ）
- ア 民間企業長期研修（1年間）：派遣先民間企業各社
 - イ 日本銀行長期研修（1年間）：日本銀行

ウ シンクタンク長期研修（1年間）：21世紀政策研究所

(2) 判事又は判事補

国際刑事司法短期研修（年間4回、各1か月程度）：国連アジア極東犯罪防止研修所

(3) 判事

ア 報道機関研修（1～2週間）：派遣先報道機関各社

イ 民間企業短期研修（1～2週間）：派遣先民間企業各社

ウ 研究機関短期研修（2週間）：理化学研究所

【配布資料】

裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項

第1 研修（中央・高裁委嘱・各庁委嘱）

裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）で中央研修を実施するほか、総研が高裁又は地家裁に委嘱して、高裁が管内各庁及び最高裁に所属する職員に対して、又は地家裁が各庁に所属する職員に対して実施する。中央研修は、司法研修所と合同で実施することがある。実施場所は、総研又は委嘱を受けて実施する各庁とするが、研修実施方法やカリキュラムの内容に応じて、それ以外の場所でも実施する。

1 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修

(1) 裁判実務に関するもの（5日間以内）

書記官、家裁調査官、事務官、速記官及び執行官を対象とし、裁判事務の分野（民事、刑事、家事、少年等）について、官職及び執務経験に応じて組織課題への取組、執務能力の向上等を目的として実施する。

(2) 事務局事務に関するもの

ア 管理職員¹を対象者とするもの（3日間以内）

(ア) 研修事務を担当する管理職員を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施等を目的として実施する。

(イ) 次席家裁調査官等を対象者とし、家裁調査官に係る高裁委嘱研修等の充実、改善等を目的として実施する。

イ 中間管理職員²を対象者とするもの（3日間以内）

¹ 平成21年3月31日付人任A第000563号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の官職の属する職制上の段階等について」別表（以下「依命通達別表」という。）において、最高裁判所規則第6号「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則」別表（以下「規則別表」という。）の1の項第3欄第2号又は同第3号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職にある者

² 依命通達別表において、規則別表の1の項第3欄第4号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職にある者

(ア) 研修事務を担当する中間管理職員を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施等を行う指導者の養成を目的として実施する。

(イ) 情報セキュリティ対策事務を担当する中間管理職員を対象とし、情報化に伴う情報セキュリティに係る執務能力の向上等を目的として実施する。

ウ 管理職員等以外の職員³を対象者とするもの（5日間以内）

(ア) 一定の執務経験を有する事務官を対象とし、事務局事務の分野について、担当職務に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

(イ) 研修事務を担当する係長等を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施に必要な執務能力の向上等を目的として実施する。

(ウ) 情報化推進の役割を担当する職員を対象とし、情報化に係る執務能力の向上等を目的として実施する。

(3) 管理業務に関するもの（5日間以内）

ア 管理職員を対象とし、管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

イ 中間管理職員を対象とし、管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

2 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修

管理職員等以外の職員を対象者とするもの（5日間以内。ただし、(3)については実施機関が適宜期間を定める。）

(1) 一定の執務経験を有する書記官及び事務官を対象とし、執務能力の向上等を目的として実施する。

(2) 事務官を対象とし、執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

³ 依命通達別表において、規則別表の1の項第3欄第5号又は同第6号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職にある者

- (3) 事務官を対象とし、基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力向上を図る目的で実施する。
- (4) 新採用職員を対象とし、職務知識付与や裁判所職員としての自覚、職務意識の高揚等を図る目的で実施する。

3 その他

高年齢層の職員を対象者とするもの（1日間程度）

高年齢層の職員を対象とし、それまで培った知識や経験等を生かし、引き続き意欲をもって勤務できるようにするための支援を目的として実施する。

第2 委託研修

裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させる。参加させる研修、期間、職員は、最高裁において定める。

第3 協議会

高裁事務局次長、高裁首席書記官、高裁所在地家裁首席家裁調査官を対象とし、研修計画について検討すること等を目的として実施する。実施場所は総研とする。

第4 研究

実施場所は総研、研究員の所属庁及び関係機関等とする。

- 1 書記官及び家裁調査官等の合同による実務研究（7か月間程度）
- 2 書記官による実務研究（1年間程度）
- 3 家裁調査官による実務研究（1か月間程度から1年間程度）
 - (1) テーマを定めて行うもの
 - (2) 関係機関の業務に関する研究を行うもの

第5 その他の研修

このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

以 上